猶予）又は	猶予）の規定又は
若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法
含む。）又は租税特別措置法	含む。）又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法

11　第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二十一第一項中「行う事業につき国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する者又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に改め、同項第五号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「第百六十四条第一項第四号」を「第百三十八条第一項第一号」に、「非居住者」を「国内源泉所得」に、「第百四十一条第四号」を「第百三十八条第一項第一号」に、「外国法人に該当する」を「国内源泉所得を有しないこととなる」に改め、同条第三項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に改め、同条第七項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に、「第百六十一条に」を「第百六十一条第一項に」に改め、同条第九項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改め、「に係る所得の金額」を削る。

第四十二条第一項中「第百六十一条第二号に規定する」を「第百六十一条第一項第六号に規定する」に、「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同項第一号中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に改め、同項第二号中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め、同項第二項第一号中「同項」を「第二百十二条第一項」に改め、同項第三号中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改める。

第四十二条の二第一項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に、「同条第六号」を「同条第一項第十号」に改め、同条第二項第一号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第八項中「所在地の」を「所在地その他の財務省令で定める事項の」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、「税務署長」の下に「（次項において「所轄の税務署長」という。）」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項又は前項」に、「前項」を「第二項」に、「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第四十二条の三第一項中「第九十五条」を「第九十五条又は第百六十五条の六」に、「同条の」を「これらの」に改め、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第四十二条の四第一項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　増加試験研究費の額（当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該法人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合　当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第四十二条の四第十一項中「第六十六条第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項第八号中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同条第十七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」とする」に改め、同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の四の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合の同条第十五項の規定の適用については、同項中「第七項の」とあるのは「第七項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「又は第六項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「同条第六項（これらの規定を第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。